

令和4年度 第3回

栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和5年2月9日(木)

午後1時00分～午後2時

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

4階講義室

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(開会前)

協議会に入る前に皆様にご報告いたします。栃木市国民健康保険運営委員会委員の公益代表者の内、12月に民生委員・児童委員の改選がございました。

については、栃木市民生委員児童委員協議会連合会より小林一男氏を継続してご推薦いただきましたので、引き続きお願いしたいと思っております。

(開 会)

1 開 会

それでは、定刻になりましたので、只今から、第3回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしました資料と机の上に置かせていただきました、参考資料と書かれております「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について」と第2回でお渡しできなかった各市町の受診率等がわかる資料の「特定健康診査受診率・特定保健指導実施率」となっております。

(事務局より確認)

それでは、資料1ページの次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。

(事務局)

はじめに小堀会長よりごあいさつをお願いいたします。

【小堀会長あいさつ】

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、小堀会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

(小堀会長)

それでは、会議を進行させていただきます。

はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。

本協議会の定数は、18名ですが、本日は14名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員

定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(小堀会長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。

14番のB委員、16番のD委員をお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移ります。

始めに、「(1) 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、「(1) 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について」ご説明申し上げます。

資料1、2・3ページをご覧ください。

増減のある主なところをご説明させていただきます。

まず、歳入についてであります。1款国民健康保険税につきましては、令和4年度の当初予算額が、予算編成時期の関係から改正前の税率(13.2%)により算出していることや団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少を踏まえ、約5億6千万円の減額としております。なお、今年度、現行税率に合わせるため、12月補正で4億3千万円減額しております。

次に、5款県支出金につきましては、診療報酬等審査支払経費の減による普通交付金の減額等により約5,300万円の減となっております。

次に、7款繰入金につきましては、約1億9千万円の増額となっております。保険税減収分を補うための保険財政調整基金繰入金が主なものとなっております。

8款繰越金につきましては、今年度の決算によるため千円の科目措置としております。

一番下の合計欄であります。令和5年度の予算(案)につきましては、歳入歳出ともに予算総額174億1,257万5千円であり、対前年度比4億2,942万4千円減、率にして97.6%でありまして、前年度比2.4ポイント減の予算となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。4・5ページをご覧ください。

まず、2款保険給付費につきましては、一般被保険者診療報酬支払経費、一般被保険者療養費支払経費、一般被保険者高額療養費支払経費等、医療の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者の減少が大きいことから約7,200万円の減額といたしました。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しますと、約3億6,000万円の減額となっております。事業費納付金につきましては、後ほど資料2の方でご説明をいたしますが、令和5年度の事業費納付金の確定が当初予算内示に間に合わないことから、当初予算案の数値は、県が示した仮係数(仮試算)による数値を元に要求したものとなっております。

このため、当初予算案と確定値とは数値が異なっておりますが、これにつきましては、令和5年度の補正予算で対応させていただく予定であります。

次のページ、5款保健事業費につきましては、前年度より若干の増額で予算額計上しております。

次の6ページは、今、ご説明させていただいた内容を簡単に記載したものです。

なお、参考といたしまして、保険財政調整基金の残高は、令和4年度末で約27億7,400万円になる見込みであります。

資料1の説明は以上であります。令和5年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)につきましては、来たる3月議会でご審議をいただくこととなっておりますので、本日は、概要のご報告ということで、どうか、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、7ページ資料2をご覧ください。令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果についてであります。1月中旬に県より令和5年度分について示されましたので、予算関連資料として、ご報告するものであります。

まず、1の国保事業費納付金、(1)国保事業費納付金総額であります。令和5年度の国保事業費納付金は、合計40億7,217万4千円と決定いたしました。

対前年度比3億5,292万9千円、92.02%の減額となっております。

続きまして、(2)被保険者一人当たりの負担額につきましては、令和5年度の被保険者一人当たりの負担額は、12万4,330円となっており、前年度に比べ、3,080円の減となっております。

事業費納付金額の決定理由について、県では(令和4年度の)国等からの補助金額や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者減少による医療費の減少などを勘案し、また県平均の被保険者一人当たり納付金が前年度を大きく上回ったため、市町との協議の結果、県の財政安定化基金から15億円を減算に活用した算出と説明しております。

次のページ、2の標準保険料率につきましては、県が示した事業費納付金の支払いに必要な税額を確保するための令和5年度の標準保険料率であります。

数値につきましては、(1)の令和5年度標準保険料率(市町村算定方式)のとおりであります。

一番下の表、(3)の比較(1)-(2)は、令和5年度の標準保険料率と現行税率との比較になります。一番下の合計欄をご覧ください。

所得割は区分ごとには異なりますが、合計では11.3%の同率となるため、0%となっております。均等割については2,093円本市の方が低く、平等割では、211円高いという状況となっておりますので、令和5年度においては、県が示した標準保険料率等とほぼ変わらないということになります。

そのため、当初予算で計上した財政調整基金の取り崩しを行わないで済む可能性もあるとは思われますが、収納率も関係しますので、今後とも適正な財政運営のため動向を注視していきたいと考えております。以上でございます。

(小堀会長)

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(A委員)

予算案について、多くのところの額が変わっていますが、5款の保健事業費は、他の事業とは少し性格が違うものだと思います。特定健診事業費や特定保健指導事業費、人間ドック助成費の予算付けの基になっている数字はどうなっているのでしょうか。例えば、特定健診の受診率が栃木市は低いですが、昨年と変わらない予算額を計上しているとすれば、受診率の伸びはないと読んでいるのでしょうか。人間ドックも希望者は多いですが、リピーターが多くてくじ引きになっている状況だと思うのですが、もう少し枠を広げる等の予定はないのか、あるいは人間ドックを受けていない方へ勧奨するための事業費とか、そういった企画をどのように行われてこの金額になったのか説明していただければと思います。

(事務局)

特定健診に関しましては、予算上は事業計画を定めて、その受診率を参考にしてしているため、実際の受診率と予算上の受診率はかなり乖離がある状況です。予算案の根拠は、特定健診の受診率の計画を根拠としています。人間ドックについては、ここ何年か定員割れをしていますので、同じような額を計上しています。

(A委員)

人間ドックに関しては、新型コロナが始まった年から引き受ける医療機関が少なくなっていると聞いたことがあるのですが実際どうですか。あと特定健診事業の受診率の設定についての協議は、どこで行われているのですか。

(事務局)

人間ドックについては、毎年4月に広報紙に掲載して募集をしています。新型コロナの関係もあって、医療機関から追加募集は勘弁して欲しいとの話があり、当初の募集しか受けることが出来ない状況です。予算がある限りは受診者を増やしていきたいところなのですが、医療機関との関係もありここ数年定員割れをしています。特定健診については、特定保健指導実施計画を6年間ということ定めているほか、データヘルス計画などの中で、何年度には何パーセントという計画数値が出ております。来年度に令和6年度からの次期計画を作成する予定になっているので、その計画を立てる時に受診率

についても検討していきます。

(A委員)

それは健康増進課が主体となってやっているのですか。

(事務局)

計画については、保険年金課が健康増進課と協力しながら作っております。

(A委員)

今お話に出たデータヘルス計画も健診結果と密接に関係していて、事業ごとに投入した人員や金額とアウトカムを出すということでこの計画は元々あるはずだと思うのですが、データヘルス計画の1年目、2年目についてはこと細かくデータを見せていただいたがあまり効果が上がっておらず、やはり健診をもっと増やさないとだめかという結論だったかと思います。先を見据えた方向で考えていくべきではないでしょうか。国は病院にかかる人を少なくする方向で進めていて、セルフメディケーションなども使って医療費の削減に努めています。大道なのは、予防事業を徹底したうえで、医療費が自然に減る状況を作ることだと思います。いつもこの会議に出て思うのですが、保険税の未収金とか延滞金を収納してもらおうというお話が主体となりますが、そういう方向ではなくて、住民の健康意識を高めることによって医療費が減っていくならばそれに越したことはないと思っています。いろいろある歳入歳出計画の中で、手を付けられるのは保健事業だけだと思っています。誰がイニシアチブをとってどのように保健事業を活性化するようなことを話し合っているのかを市民や運協委員にもわかりやすくしていただければ、市が頑張っていることがわかるのですが、形式的に昨年度を踏襲してこのくらいの金額を付けましたと言われても、行政の意思があまり予算から読み取れないというのは、いかがなものかと感じておりますのでご質問させていただきました。

(小堀会長)

ありがとうございました。B委員。

(B委員)

8ページの資料2の説明では、県の標準保険料率と本市の現行税率がほとんど同じなので、財政調整基金の取り崩しをしなくても良いかもしれないという発言がありましたが、資料1の6ページと3ページでは2億円取り崩しますよと書いてあるので、その説明をもう一度お願いします。

(事務局)

県から事業費納付金を算出するために標準保険料率を示されますが、確定するのが1月中旬以降になります。それでは予算編成の時点で間に合わないのです。県が以前に仮係数で示した事業費納付金を参考としています。そのため予算上の事業費納付金と今回県から示された事業費納付金の額には差があ

ります。予算を計上する際には仮係数で事業費の金額が多いと見込んでいますので財政調整基金を使うこととしました。その後、県から示された事業費納付金が2億円から3億円下がった金額になっていますので、基金を使わなくても大丈夫な可能性があるということで、資料2を作成しました。なお、予算上の差額については補正予算で対応いたします。

(B委員)

前回の説明の際に、県の基金を取り崩すのでこの金額になったとの話がありましたが、支出の部分で抑えられるのは被保険者が受診を控えてお金がかからなくなったからではなくて、県が持っている基金を市町村に分配するので安い標準保険料率になったとのことなのでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりで、県の基金を活用したために、実際の額より少なくなっています。県が財政運営の主体となってから、基金もそれなりに増えている状況です。事業費納付金が3億円、4億円というふうに乱高下するような状況だと各市町も困りますので、そういったことにならないように、なるべく前年と同等か、もしくは下がるような形で事業費納付金を算定していきたいということで、今回は県が15億円補填いたしました。

(小堀会長)

ご質問が無いようですので、次に移りたいと思います。

続きまして「(2) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

「(2) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご報告させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

9ページ資料3をお開きください。

出産育児一時金については、出産に要する経費として保険給付しております。昨年12月の厚労省 社会保障審議会医療保険部会におきまして、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、産科医療保障制度の加算分12,000円を除き、現在の支給額40万8千円を48万8千円とし、総額で出産育児一時金の額を50万円とするものでありまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日付で、公布されております。

国民健康保険においてもこれに準ずる必要があることから、栃木市国民健康保険条例の一部を改正するというものです。

改正の内容は、栃木市国民健康保険条例第8条の出産育児一時金の額を改めること。令和5年4月1日から施行することです。

次の10・11ページをご覧ください。栃木市国民健康保険条例第8条に出産育児一時金について記載されておりますが、第1項中のアンダーライン箇所の支給額40万8千円を48万8千円と改正することになります。

今後の予定としましては、3月議会にこの国民健康保険条例の一部を改正する条例案を提出し、ご審議いただく予定であります。説明は以上です。よろしくお願いたします。

(小堀会長)

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いたします。

(B委員)

42万円から50万円になるということですが、栃木市の国保の方が出産する費用として足りるのか疑問があります。状況はどうでしょうか。

(事務局)

妊産婦医療の係の業務で領収書等を見る機会がありますが、とんとん、もしくは少し足りないくらいかなという感じです。

(C委員)

今回の改正で施行が令和5年4月1日ということは、4月1日以降に生まれた子が対象ということですよ。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりです。

(B委員)

栃木市の国保加入者で出産をする方は何人くらいでしょうか。

(事務局)

近年の状況を見ると90人程度で推移しています。

(B委員)

今回の改正は、予算案に反映されているのでしょうか。

(事務局)

予算案には、50万円を支給するというので計上しています。

(小堀会長)

質問がございませんので、本件は報告事項でございますので、次に移らせていただきたいと思います。(3) その他であります。事務局からよろしくお願いたします。

(事務局)

その他であります。本日、参考として厚労省からの通知「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について」を配布させていただきました。

令和5年度税制改正の大綱が、昨年12月23日に閣議決定され、その中で国民健康保険税に関して、2点ほど改正される予定であります。

一つ目が、課税限度額の改正でありまして、その中の後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額が現行の20万円から22万円に、(2万円)引き上げられます。国の法令上は2年続けての改正でありまして、令和5年度から医療給付費分・介護納付金をあわせた合計で104万円になります。

本市の課税限度額については、令和3年度に保険税率の見直しの際にご検討させていただきました。令和4年度から99万円となっております。

今回の改正によりまして、国の法令上は104万円になりますので、今後、市長とも協議いたしまして、来年度の本協議会に、引上げについての諮問をさせていただきますと考えております。

二つ目が、保険税減額の対象となる所得基準の見直しについてであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者等の数に乗すべき金額を28.5万円から29万円と5,000円引き上げられます。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得においても、被保険者等の数に乗すべき金額を52万円から53.5万円と15,000円引き上げるもので、これにより軽減対象者が拡大されることとなります。

なお、この軽減判定所得についての改正は3年間行われておりませんでした。今までの通例ですと地方税法施行令等の一部改正は、公布日が3月末日、施行日が4月1日となりますので、被保険者に不利益が生じないように対応していきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(小堀会長)

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ご意見等がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和5年2月9日

会 長 小 堀 良 江

署名委員

署名委員
